

協会と会員事業所は、社会との共生と環境との調和を基本に、日々、「産業廃棄物」の適正処理とリサイクルの推進に取り組み、循環型社会づくりに貢献しています！

協会に入って生まれる「会員特典」の数々。会員の皆様に対する確かなサポート体制の輪に、是非あなたの事業所も…

● 会員の社会的信頼の確保をします

協会会員は自立・自浄的な活動として、不法投棄や不適正処理に対する巡回パトロール等の実施や地域協働原状回復事業への協力及び「県美しい湖国をつくる会」や「県淡水エコフオスター制度」等による環境美化運動等の公益活動に積極的に参加し、会員事業所の認知度を高め、業界の社会的信用を広めるよう努めます。また、「倫理綱領」を定め、法令順守のもとに社会的良識をもって業務の遂行に当たっています。

● 一般県民の皆様からの相談業務

産業廃棄物の許可業者やその業種、取扱品目等について、県民の皆様からの個々の取扱い業者の問合せ、斡旋・照会に対して、会員業者様を最優先に業務紹介をいたします。

● 産業廃棄物の適正処理等に関する業務相談に対応

適正処理や事業経営に関する会員相談に、協会役員及び事務局が対応します。

● 産業廃棄物の適正処理の徹底促進

産業廃棄物管理票（マニフェスト）、建設系廃棄物管理票（建設マニフェスト）、バイオハザードマーク（感染性廃棄物表示票）の販売やその関係図書の販売を通して、適正処理を標榜する協会として会員企業の信頼増進に努めます。

● 電子マニフェストの普及拡大

廃棄物処理情報の共有化、透明化に資する電子マニフェストの普及について、その仕組・運用及びシステムの操作に関する説明会・パソコン操作体験セミナーの開催や加入申込みの受付等、必要な協力支援に努めます。

● 会員名簿、契約書等の配布及び販売

会員名簿、委託契約書の手引きや（紙・電子）マニフェストシステムの解説書等を無償で配布します。

● 先進施設や展示会等の見学会の実施

会員に役立つ先端的な産業廃棄物処理施設や各種展示会等への実地見学会を開催し、見聞を広めて頂く機会を提供します。



● 参考図書の配布と斡旋

処理業の経営や事業活動に必要な参考図書を調整・配布するほか、専門図書の斡旋を図ります。



● 許可申請に関する相談及び講習会手引の配布

新規・更新の許可申請に関する相談及び許可講習会の手引書の送付等に臨機に対応します。

● 法律・政省令改正等に関する研修機会の提供

産業廃棄物処理業に関わる法律・政令・省令の制定・改正等の内容の周知及び事業活動上必要な知識の習得等のために、講習会・研修会を開催します。また、外部主催のセミナー、研修会等の案内・斡旋を行います。



● 表彰制度の実施

産業廃棄物処理業務に顕著な功績があった者や模範となる優良事業所及び業務に精励した優良従業員を顕彰いたします。



● 環境関連法令・制度等に関する最新情報の提供

「廃棄物の処理および清掃に関する法律」をはじめ、廃棄物及び環境関連法令・制度や通達等、会員の事業活動に欠かせない関係情報を迅速にお知らせします。

● 労働安全衛生の推進

全産業の中で労働災害の発生比率が高い処理業における労働安全衛生水準の向上と災害の未然防止を推進するため、啓発研修やリスクアセスメント講習等の実施を行います。

● 優良処理業者認定制度への対応支援

排出事業者への処理業者選択情報の開示等を通して、処理業界の優良化を促進するための「当制度」に係わる適合基準への対応や環境マネジメントシステム（エコアクション2.1等）の認証取得のための講習会の開催等、適合認定申請に関してお手伝いします。



● 地球環境保全への取り組み

脱地球温暖化対策は、世界的な喫緊の命題です。その一端に関わる処理業界として、全国の協会とともに連合会策定の業界指針「環境自主行動計画」のもとにCO₂の削減に向けての取り組みに努めています。また、「県低炭素社会づくりの推進に関する条例」の施行に関わって、必要な協力、協調を図るため、率先して各種取組み団体に加入します。

● 行政への会員意向・要望事項の訴求・反映

会員の事業活動上の諸問題の解決や各種の要望事項の実現を図るため、県・大津市との行政懇談や対国・県等への予算・制度に関する要望活動を通して、会員要求の訴求・反映に取り組みます。

● 人材確保のため、各種保険の斡旋

会員事業所における人材確保と安定雇用に資するための処理施設における災害事故に備えた「産業廃棄物処理施設第三者賠償責任保険」や「処理業務災害補償保険」制度の活用を図ります。

● 管理型最終処分場の利用協力

（公財）兼環境事業公社所管の「クリーンセンター滋賀」と協調を図る傍ら、会員受益の観点から必要な要望等に努めています

● 産業廃棄物処理業の知事許可更新手続きの予告通知

処理業の県・大津市の許可を有する会員に対して、許可期限の確認のための通知と併せて（公財）日本産業廃棄物処理振興センター主催の「許可申請に関する講習会」の受講手引きをお届けします。また、（一財）日本環境衛生センターが開催する廃棄物処理施設管理技術者講習の募集要項も案内いたします。



● 会員・家族への慶弔の実施

会員相互の絆を大切にすため、「慶弔規程」を設け、会員の助け合いを行います。

滋賀の産業を支え環境を守り、

協会と協会員は、これからも

滋賀ならではの「持続可能な社会」の実現に向け、

皆様と共に協働します。

名称 (定款第1条)

一般社団法人 滋賀県産業資源循環協会

設立

法人設立年月日(当初) 平成元年 7月5日
(現行) 平成30年12月1日

所在地 (定款第2条)

〒520-0051 滋賀県大津市梅林一丁目3番30号

目的 (定款第3条)

この法人は、産業廃棄物の適正処理等に係る普及啓蒙及び教育研修等を行うことにより、滋賀県における産業廃棄物の適正処理の確保、資源循環の推進及び不法投棄の防止等の取組みを促進し、もって公衆衛生の向上、持続可能な循環型社会の形成及び地球環境保全等の公益の増進に寄与することを目的とする。

事業 (定款第4条)

この法人は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 産業廃棄物の適正処理、資源循環の促進及び不法投棄の防止を図るための調査研究、相談指導、広報普及等の普及啓蒙推進事業
- (2) 資源環境型社会における産業廃棄物処理業の資質向上と人材育成のための教育研修事業
- (3) 低炭素社会の実現に向け地球環境や地球環境の保全を目的とする社会貢献活動事業
- (4) 産業廃棄物の適正処理等に資するための各種事業との協力連携事業
- (5) 会員の事業活動等を支援するための共益な事業
- (6) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

会員 (定款第5条)

1 この法人の会員は、次のとおりとする。

- (1) 正会員
廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「産業廃棄物処理法」という。)第14条第1項若しくは第6項又は第14条の4第1項若しくは第6項の規定に基づく滋賀県知事又は大津市長の許可(以下「許可」という。)を受けた個人又は法人であって、この法人の目的に賛同して入会した市町
 - (2) 賛助会員
前号に該当しない者であって、この法人の事業を賛助するために入会した個人又は法人
 - (3) 特別賛助会員
この法人の目的に賛同して入会した市町
 - (4) 名誉会員
この法人に功労にあった者であって、総会において推薦されたもの
- 2 前項の会員のうち正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。

入会 (定款第6条)

この法人に会員として入会しようとする者は、別に定める入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を受けなければならない。

入会金 及び会費 (定款第11条)

この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、会員になった時及び毎年、会員は総会において別に定める額を納入しなければならない。ただし、特別賛助会員、名誉会員は、会費の納入を要しない。

